

三重県における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応事項【イメージ】

資料4-1

R元. 11. 5

【被害想定】
 1 南海トラフ想定震源域の西側でM8以上の地震が発生。（三重県内では最大震度3で被害が発生していない。津波注意報、その後津波警報が発表。）
 2 気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表。
 3 県では「南海トラフ地震準備体制」を取り、市町や関係機関への連絡、初動対応、県民への呼びかけを進めるほか、被災地域への応援準備等を実施。
 4 県では後発地震に備えて、市町や関係機関と連携して、防災対応を進めている。

時系列	シナリオ(政府・気象庁)	県災害対策本部 行動項目	市町の災害対策本部 行動項目		住民の避難行動等	企業等の行動等	福祉・医療・教育・交通機関等の行動等
			一般地域	事前避難対象地域			
最初の地震発生 【2～3分後】	緊急地震速報発表				・身を守る行動	・身を守る行動	・身を守る行動
	南海トラフ西側では大津波警報発表(県内では津波注意報、その後津波警報発表)	津波注意報で準備体制、津波警報で防災対策部全員参集	避難勧告または避難指示(緊急)等の発令(沿岸地域)		・安全確認 ・海岸沿いは安全なところに避難	・安全確認 ・海岸沿いは安全なところに避難	・安全確認 ・海岸沿いは安全なところに避難
【30分後】	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表	・県南海トラフ地震準備体制(警報発表時の災害対策本部設置と同規模(警戒体制)、防災対策総務課、災害対策課自動参集) ・市町等関係機関、県議会への連絡 ・初動対応	・関係機関との連絡調整 ・初動対応 ・体制確認				
【1～2時間後】	評価検討会議開催	・各部局の体制確認 ・被災地の情報収集 ・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	気象庁記者会見(南海トラフ地震関連解説情報)	・県内関係機関(気象台等)からの情報収集 ・国、全国知事会等からの情報収集	・県内関係機関(気象台等)からの情報収集 ・県等からの情報収集				
【2時間後(最短)】	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	国から県・市町への指示及び国民に対する呼びかけ(日頃の備えの再確認、津波危険性の高い地域では1週間避難を継続する旨など)	・緊急部長会議開催 ・県民、企業等への呼びかけ ・受援体制の準備 ・道路、河川、港湾施設等の被災情報収集(ヘリ等)	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の開設、運営(自主避難)	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の開設、運営		・各施設の点検 ・事業継続(事前避難対象地域内では事業継続・中止の判断)・従業員、利用者の安全確保 ・ガス、電気、通信、流通機能などの供給確認、確保 ・利用者の安全確保、サービス提供者は利用者への情報提供(交通機関の運行、旅館業務の継続等)	
	県内、津波注意報に切り替え	・市町に対する事前避難等の支援(対応が不足している場合) ・各施設の点検(庁舎等公共施設やインフラ施設の点検等(非常用電源、水、食料備蓄、コンピュータシステム等)) ・治山、砂防施設等の緊急点検、農業ダム、ため池の被害情報収集 ・津波避難の危険がある県道の通行抑制、港湾等の利用規制 ・事前避難対象地域内における各種サービスの確認(交通、医療、福祉、教育等)他県等へのリエゾン派遣等 ・被災県等への応援実施 ・関係機関との連携強化 ・災害救助法等に基づく必要な支援	・避難勧告解除(状況に応じて) ・各施設の点検	・津波注意報切り替え後も避難勧告等継続 ・各施設の点検 ・津波避難の危険がある市町道の通行抑制、港等の利用規制 ・住民の避難状況の確認 ・各種サービスの確認(交通、医療・福祉・教育等) ・滞留旅客、帰宅困難者等への対応	・日頃の備えの再確認(家具固定、家庭備蓄品等) ・事前避難が必要な住民、要配慮者等は避難所や知人、親戚宅へ避難 ・滞留旅客や帰宅困難者は市町からの呼びかけに従う	・事前避難対象地域では利用者の避難等 ・避難先への物資提供等の地域貢献実施	・事前避難対象地域では入居者の転所等
1週間後	気象庁記者会見(南海トラフ地震関連解説情報)	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)			事前避難の終了		
	国から国民に対する呼びかけ(事前避難は解除、日頃の備えを再確認するなど1週間程度地震に備えるなど)	・緊急部長会議開催 ・県民への呼びかけ ・被災県等への応援継続	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の運営(自主避難)	・市町としての対応決定 ・避難勧告解除、避難所の閉鎖 ・住民への呼びかけ ・避難所の運営(自主避難)	自主避難者の中には継続する方あり。	・事前避難対象地域で休業していた場合の事業再開、入所者等の再入所対応	
2週間後	気象庁記者会見(南海トラフ地震関連解説情報)	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	国から国民に対する呼びかけ(地震発生に注意しながら、通常の生活を送る旨など)	・緊急部長会議開催 ・県民への呼びかけ ・準備体制解除	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・警戒体制解除		自主避難者も安全な場所で生活		

注)現時点でのイメージ案です。県の行動項目については、今後詳細部分を検討し、地域防災計画等へ反映していきます。

市町や住民、企業、福祉・医療・教育・交通機関等については、国のガイドライン等を参考にして作成したものであり、あくまで一つの例として記載しています。